

保育所等入所（園）基準の具体的要件

保育の必要な事由	具体的な要件
就 労	保護者が児童とはなれて月 6 4 時間以上労働することを常態としていること ※自営業、内職の場合は原則「保育短時間」の認定
母親の出産又は妊娠	産前 8 週間および産後 8 週間を経過する翌日が属する月の月末までの期間であること ＊多胎の場合は産前 1 4 週間および産後 1 0 週間
疾 病 ・ 障 が い	・医師が概ね 1 月以上の入院又は加療を要すると診断したこと ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳（4 級以上）を所持していること ※疾病・障がいの場合は原則「保育短時間」の認定
同居親族（長期入院等をしている親族を含む）の介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。 ・身体障害者手帳（1 級又は 2 級）、精神障害者保健福祉手帳（1 級又は 2 級）又は療育手帳（A 1 又は A2）を所持している同居の親族を月 6 4 時間以上看護していること ・疾病等（医師が概ね 1 か月以上の加療を要すると診断したものに限る）又は介護認定を受けている同居の親族を月 6 4 時間以上看護していること ・疾病等のため病院へ通院し、又は特別支援学校等に通学する同居の親族の付き添いを月 6 4 時間以上行っていること ※介護・看護等の場合は原則「保育短時間」の認定
求 職 活 動	就職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること （施設の利用開始日から 5 0 日を経過する日が属する月の月末まで） ※求職活動の場合は原則「保育短時間」の認定
就 学	学校又は職業訓練校に在学し、月 6 4 時間以上就学、又は就業訓練等を受けていること
災 害 復 旧	火災、風水害や地震などにより、児童又は親族の居宅その近隣地域の災害復旧に当たりその復旧の間、児童の保育ができない場合